

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令第五号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令（案）等の概要

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号。以下「法」という。）第六条第一項の規定に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年政令第1号）第五号に規定する事務の処理に係るシステム（以下「印鑑登録システム」という。）に必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令を定める。

1. 制定内容

（1）機能要件の標準

印鑑登録システムについて、機能等（法第二条第二項に規定する機能等（法第五条第二項第三号イからニまでに掲げる事項を除く。）をいう。以下同じ。）のうち地方公共団体情報システム（法第二条第一項に規定する地方公共団体情報システムをいう。以下同じ。）の標準化のための統一的な基準を定めるべき情報システムの機能に關し要件を規定。

（2）帳票要件の標準

印鑑登録システムについて、機能等のうち電磁的記録を出力する書面の様式に關し要件を規定。

（3）実装区分

印鑑登録システムについて、地方公共団体情報システムに必ず実装しなければならない機能、地方公共団体情報システムに実装するか否かについて、当該システムを開発する事業者が判断する機能又は地方公共団体情報システムに実装してはならない機能の別を規定。

（4）適合基準日

印鑑登録システムが標準化基準に適合していなければならない日を規定。

（5）その他所要の規定

2. 今後の予定

公布日 : 令和8年3月下旬

施行日 : 令和8年4月1日

上記省令の規定に基づき、印鑑登録システムについて、機能要件の標準の細目、実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の細目、実装区分及び適合基準日を定める告示を制定する。